



一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

二 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

四 前三号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

5 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

6 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

7 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限に属せしめられた事務に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

8 第一項第九号及び第十号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基く人事委員会又は公平委員会の決定(判定を含む)及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。  
(抗告訴訟の取扱い)

第十条の二 人事委員会又は公平委員会は、人事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる。

4 前項の規定により同項に規定する事務を行うことは、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは、「競争試験等を行う公平委員会(第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会)」といふ。

5 前項の規定による場合は、同項中「公平委員会」とあるのは、「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは、「公平委員会(第九条第二項に規定する公平委員会)」といふ。

6 委員は、地方公共団体の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第七条第四項の規定により公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる)とあるのは、「競争試験等を行う公平委員会」とする。

7 委員は、地方公共団体の議員及び当該地方公共団体の他の機関又は競争試験等を行う公平委員会の事務局長に委任することができる。

8 委員は、地方公共団体の地方公務員を含むの職(執行機関の附属機関の委員その他構成員の職を除く。)を兼ねることができない。

9 委員は、他の地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含むの職(執行機関の附属機関の委員その他構成員の職を除く。)を兼ねることができない。

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12 第三十条から第三十八条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

13 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

14 委員の選任については、そのうちの一人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

15 委員のうち一人以上が同一の政党に属することとなつた場合には、これらの者のうち一人を除く他の者は、地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた者を罷免することはできない。

16 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員が出席しなければ会議を開くことができない。

17 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、二人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

18 第一項の事務局の組織は、人事委員会が定める。

19 第二項及び第三項の規定は第六項の事務局について、第八項の規定は第六項の事務局について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「人事委員会」とあるのは、「競争試験等を行う公平委員会」と、第八項中「第一項の事務局」とあるのは、「第六項の事務局」と、「人事委員会」とあるのは、「競争試験等を行う公平委員会」と読み替えるものとする。

20 第二節 人事委員会に適用される基準  
(平等取扱いの原則)

21 第三章 職員に適用される基準  
(平等取扱いの原則)

22 第十二条 人事委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置く。

23 人事委員会は、第九条の二第二項の規定にかかるかわらず、委員に事務局長の職を兼ねさせることができる。

24 前各項に定めるものを除くほか、人事委員会又は公平委員会の議事に關し必要な事項は、人事委員会及び公平委員会が定める。

25 前各項に規定する競争試験等を行う公平委員会を置く場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

26 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

27 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

28 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

29 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

30 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

31 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

32 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

33 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

34 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

35 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

36 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

37 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

38 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

39 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

40 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

41 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

42 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

43 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

44 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

45 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

46 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

47 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

48 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

49 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

50 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

51 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

52 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

53 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

54 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

55 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

56 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

57 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

58 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

59 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

60 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

61 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

62 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

63 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

64 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

65 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

66 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

67 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

68 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

69 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

70 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

71 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

72 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

73 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

74 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

75 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

76 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

77 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

78 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

79 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

80 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

81 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

82 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

83 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

84 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

85 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

86 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

87 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

88 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

89 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

90 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

91 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

92 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

93 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

94 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

95 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

96 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

97 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

98 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

99 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

100 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

101 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

102 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

103 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

104 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

105 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

106 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

107 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

108 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

109 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

110 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

111 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

112 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

113 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

114 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

115 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

116 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

117 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

118 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

119 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

120 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

121 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

122 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

123 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

124 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

125 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

126 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

127 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

128 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

129 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

130 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

131 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

132 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

133 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

134 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

135 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

136 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

137 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

138 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

139 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

140 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

141 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

142 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

143 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

144 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

145 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

146 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

147 委員は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

148 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。







二 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用

一 申請期間を任期の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

五 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少による廃職又は過員を生じた場合

五 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

六 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

七 任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

八 第七項の規定に基づき臨時の任用を行う場合には、第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。

九 第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

第十 前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

十一 第二十七条 全ての職員の分限及び懲戒について

十二 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

十三 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

第十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少による廃職又は過員を生じた場合

五 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

(管理監督職への任用の制限)  
第二十八条の三 任命権者は、

3 管理監督職及び管理監督職勤務上年限年齢を定めるに当たつては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならない。

4 第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。

（管理監督職への任用の制限）

**第二十八条の三** 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る

の期間内

るときは、条例で定めるところによれば、前項はこの項の規定により異なつて、これらの規定により延長された期間を占める職員が、前項各号に掲げる事由が引き続きある場合に、当該異動期間の末日の翌日から定期的退職日まで、延長されることはできない（第四項において同じ。）。

(定年による退職)  
**第二十八条の六**

職員は、定年に達したときは、条例で定めるところによって前項に規定する事由が引き受けられた当該異動期間の末日の翌日を超えない期間内で延長されると共に、この延長によるもののはか、これらの規定により延長された場合を除く、延長及び当該延長に係る職員の待遇に関する必要な事項は、条例で定めることとする。

**第二十七条** 全て職員の分限及び懲戒について  
は、公正でなければならない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合で  
なければ、その意に反して、降任され、又は免  
職されず、この法律又はその条例で定める事由によ  
る場合でなければ、その意に反して、休職さ  
れ、又は降給されることがない。

職員は、この法律で定める事由による場合で  
なければ、懲戒処分を受けることがない。  
(降任、免職、休職等)

2  
の会員に就ては、各監督官が監督する（*これ*の役及び<sup>してある</sup>）ことのほかに、  
においてこれら職を「他の職」という。  
への降任又は転任（降臨を伴う転任に限る。）  
をするものとする。ただし、異動期間に、この  
法律の他の規定により当該職員について他の職  
への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第  
二十八条の七第一項の規定により当該職員を管  
理監督職を占めたまま引き続き勤務させること  
とした場合は、この限りでない。  
前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定  
めるものとする。

督職を占め  
まま勤務  
一 当該職務  
二 案して  
公務の運  
る事由と  
二 当該職務  
職員の仕  
督職の運  
務の運営

をさせることができ。職員の職務の遂行上の特別の事情を勘  
當該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職を占めた  
運営に著しい支障が生ずると認められとして条例で定める事由

4 は転任することが可能であることは、任命権者は、第4項より異動期間（この期間を含む。）がある職員について前めるとき（第二項異動期間を更に延長する。）、又は前項若き動期間（前三項又は前項を含む。）

第一項若しくは第二項の規定により延長される場合に該項に規定する事由があると認めた規定期限により延長された当該規定期限を延長することができるときを除くことはこの項の規定により異じくはこの項の規定により延長される場合に該項に規定する事由があると認めた規定期限により延長された当該規定期限を延長することができる

任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職務に任用することができる。

第七項の規定に基づき臨時の任用を行う場合には、第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。

前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

### 第五節 分限及び懲戒

つて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。」を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。）（第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員

會二ノ八  
をすべきに掲げるに従ふるとこめると  
職に係る年を超えては規定期限に規定するまで當該異  
おいて「あつては退職日ま

ができない。  
一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用  
二 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用  
任期権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。  
職員は、第十六条各号（第二号を除く）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。  
(管理監督職勤務上限年齢による降任等)  
**第二十八条の二** 任命権者は、管理監督職（地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職人當と支拂さる職員の職及びこれに準ずる職）であつて、  
（略）

**第二十八条** への降任職への降任職に採用されどができ（適用除外）  
（管理監督職）  
理監督職の用される職に採用されどができ（適用除外）  
（管理監督職）

(一) の四 前二条の規定は、臨時的に任用員その他の法律により任期を定めて任職員には適用しない。官職勤務上限年齢による降任等及び管への任用の制限の特例

3 延長することができ、任命権者は、第  
一候補者を除く他の候補者を順に選  
ばれることで、候補者の年齢構成が改  
善される。このことは、候補者の年齢構  
成が相互に類似することによって、候  
補者の年齢構成が改善される。

（付帯管理監督職群）（職務の内容第一項の規定により異動期間を定めることとする場合を除き、他の職への転属する場合を除く）

二 心身の故障のため、長期の休養を要する場合  
二 刑事事件に関し起訴された場合

る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職

は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。



- 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定め  
る政治的行為
- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行ふよ  
う職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあ  
おつてはならず、又は職員が前二項に規定する  
政治的行為をなし、若しくはなさないことに対  
する代償若しくは報復として、任用、職務、給  
与その他の職員の地位に関してなんらかの利益若  
しくは不利益を与え、与えようと企て、若しく  
は約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じな  
かつたことの故をもつて不利益な取扱を受ける  
ことはない。
- 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障す  
ることにより、地方公共団体の行政及び特定地  
方独立行政法人の業務の公正な運営を確保する  
とともに職員の利益を保護することを目的とす  
るものであるという趣旨において解釈され、及  
び運用されなければならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたもの  
は、その行為の開始とともに、地方公共団体に  
対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若し  
くは地方公共団体の機関の定める規程に基いて  
保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗  
(當利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ  
商業、工業又は金融業その他當利を目的  
とする私企業(以下この項及び次条第一項にお  
いて「當利企業」という)を営むことを目的  
とする会社その他の団体の役員その他人事委員  
会規則(人事委員会を置かない地方公共団体に  
おいては、地方公共団体の規則)で定める地位  
を兼ね、若しくは自ら當利企業を営み又は報  
酬を得ていかなる事業若しくは事務にも從事し  
てはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤  
務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項  
第二号に掲げる職員を除く。)については、こ  
の限りでない。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定め  
る政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行ふよ  
う職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあ  
おつてはならず、又は職員が前二項に規定する  
政治的行為をなし、若しくはなさないことに対  
する代償若しくは報復として、任用、職務、給  
与その他の職員の地位に関してなんらかの利益若  
しくは不利益を与え、与えようと企て、若しく  
は約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じな  
かつたことの故をもつて不利益な取扱を受ける  
ことはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障す  
ることにより、地方公共団体の行政及び特定地  
方独立行政法人の業務の公正な運営を確保する  
とともに職員の利益を保護することを目的とす  
るものであるという趣旨において解釈され、及  
び運用されなければならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の  
場合における任命権者の許可の基準を定めるこ  
とができる。

## 第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

- 第三十九条の二 職員(臨時的に任用された職  
員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員  
(短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除  
く。以下この節、第六十条及び第六十三条にお  
いて同じ。)であつた者であつて離職後に當利  
企業等(當利企業及び當利企業以外の法人  
(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人  
通則法(平成十一年法律第百三号)、第二条第四  
項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行  
政法人を除く。)をいう。以下同じ。)の地位に  
就いている者(退職手当通算予定職員であつた  
者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位  
に就いている者及び公益的法人等への一般職の  
地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年  
法律第五十号)、第十条第二項に規定する退職派  
遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、  
離職前五年間に在職していた地方公共団体の執  
行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の  
附属機関を含む。)の補助機関及び当該執行機  
関に属する機関の総体をいう。第三十八条  
条の七において同じ。)若しくは議会の事務局  
(事務局を置かない場合には、これに準ずる組  
織。同条において同じ。)若しくは特定地方独  
立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の  
組織等」という。)の職員若しくは特定地方獨  
立行政法人の役員(以下「役職員」という。)  
又はこれらに類する者として人事委員会規則  
(人事委員会を置かない地方公共団体において  
は、地方公共団体の規則。以下この条(第七項  
を除く。)、第三十八条の七、第六十条及び第六  
十四条において同じ。)で定めるものに対し、  
当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行  
政法人と当該當利企業等若しくはその子法人  
(国家公務員法第六十六条の二第一項に規定する  
子法人の例を基準として人事委員会規則で定め  
るものをいう。以下同じ。)との間で締結され  
る普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織  
の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規  
則で定めるものに離職した日の五年前の日より  
前に就いていた者は、当該職に就いていた時に  
在職していた地方公共団体の執行機関の組織等  
の役職員又はこれに類する者として人事委員会  
規則で定めるものに對し、契約等事務であつて  
離職した日の五年前の日より前の職務(当該職  
に就いていたときの職務に限る。)に属するも  
のに關し、離職後二年間、職務上の行為をする  
よう、又はしないように要求し、又は依頼し  
てはならない。

- 2 人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方  
公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と  
當利企業等(当該再就職者が現にその地位に就  
いているものに限る。)若しくはその子法人と  
の間の契約であつて当該地方公共団体若しくは  
当該地方独立行政法人においてその締結に  
人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これ  
に相当する給付を含む。)に関する規程において  
て、職員が任命権者又はその委任を受けた者の  
要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は當  
該法人に使用される者となつた場合に、職員と  
しての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人  
に使用される者としての勤続期間に通算するこ  
とと定められており、かつ、当該地方公共団体  
の条例において、当該法人の役員又は當該法人  
に使用される者として在職した後引き続いて再  
び職員となつた者の当該法人の役員又は當該法  
人に使用される者としての勤続期間を当該職員  
となつた者の職員としての勤続期間に通算する  
ことと定められている法人に限る。)をいう。

- 3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任  
命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、  
引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する  
退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員  
又は退職手当通算法人に使用される者となるた  
め退職することとなる職員であつて、当該退職  
手当通算法人に在職した後、特別の事情がない  
限り引き続いて選考による採用が予定されてい  
る者のうち人事委員会規則で定めるものを行  
う。

- 4 第一項の規定によるもののか、再就職者の  
うち、地方自治法第一百五十八条第一項に規定す  
る普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織  
の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規  
則で定めるものに離職した日の五年前の日より  
前に就いていた者は、当該職に就いていた時に  
在職していた地方公共団体の執行機関の組織等  
の役職員又はこれに類する者として人事委員会  
規則で定めるものに對し、契約等事務であつて  
離職した日の五年前の日より前の職務(当該職  
に就いていたときの職務に限る。)に属するも  
のに關し、離職後二年間、職務上の行為をする  
よう、又はしないように要求し、又は依頼し  
てはならない。

- 5 第一項及び前項の規定によるもののか、再  
就職者は、在職していた地方公共団体の執行機  
関の組織等の役職員又はこれに類する者として  
の行為をするよう、又はしないようを要求し  
てはならない。

の行為をするよう、又はしないようを要求  
し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行  
政法人法第二条第一項に規定する地方独立行  
政法人その他の業務が地方公共団体又は國の  
事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち  
人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これ  
に相当する給付を含む。)に関する規程において  
て、職員が任命権者又はその委任を受けた者の  
要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は當  
該法人に使用される者となつた場合に、職員と  
しての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人  
に使用される者としての勤続期間に通算するこ  
とと定められており、かつ、当該地方公共団体  
の条例において、当該法人の役員又は當該法人  
に使用される者として在職した後引き続いて再  
び職員となつた者の当該法人の役員又は當該法  
人に使用される者としての勤続期間を当該職員  
となつた者の職員としての勤続期間に通算する  
ことと定めたものに限る。)をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任  
命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、  
引き続いて退職手当通算法人(前項に規定する  
退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員  
又は退職手当通算法人に使用される者となるた  
め退職することとなる職員であつて、当該退職  
手当通算法人に在職した後、特別の事情がない  
限り引き続いて選考による採用が予定されてい  
る者のうち人事委員会規則で定めるものを行  
う。

4 第一項及び前項の規定によるもののか、再  
就職者は、在職していた地方公共団体の執行機  
関の組織等の役職員又はこれに類する者として  
の行為をするよう、又はしないようを要求し  
てはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののか、再  
就職者は、在職していた地方公共団体の執行機  
関の組織等の役職員又はこれに類する者として  
の行為をするよう、又はしないようを要求し  
てはならない。

人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方  
公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と  
當利企業等(当該再就職者が現にその地位に就  
いているものに限る。)若しくはその子法人と  
の間の契約であつて当該地方公共団体若しくは  
当該特定地方独立行政法人においてその締結に  
人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これ  
に相当する給付を含む。)に関する規程において  
て、職員が任命権者又はその委任を受けた者の  
要請に応じ、引き續いて当該法人の役員又は當  
該法人に使用される者となつた場合に、職員と  
しての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人  
に使用される者としての勤続期間に通算するこ  
とと定められており、かつ、当該地方公共団体  
の条例において、当該法人の役員又は當該法人  
に使用される者として在職した後引き続いて再  
び職員となつた者の当該法人の役員又は當該法  
人に使用される者としての勤続期間を当該職員  
となつた者の職員としての勤続期間に通算する  
ことと定めたものに限る。)をいう。

6 第一項及び前項の規定(第八項の規定に基  
づく条例が定められているときは、当該条例の  
規定を含む。)は、次に掲げる場合には適用し  
てはならない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務で  
あつて、法律の規定に基づく行政府による指  
定若しくは登録その他の処分(以下「指定  
等」という。)を受けた者が行う当該指定等  
に係るもの若しくは行政府から委託を受けた  
者が行う当該委託に係るものを遂行するため  
に必要な場合、又は地方公共団体若しくは國  
の事務若しくは事業と密接な関連を有する業  
務として人事委員会規則で定めるものを行  
う。ように、又はしないようを要求し、又は依頼し  
てはならない。

二 行政府に対する権利若しくは義務を定めて  
いる法令の規定若しくは地方公共団体若しく  
は特定地方独立行政法人との間で締結された  
契約に基づき、権利行使し、若しくは義務  
を履行する場合、行政府の処分により課され  
た義務を履行する場合又はこれらに類する場  
合として人事委員会規則で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又  
は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定す  
る一般競争入札若しくはせり売りの手続又は  
特定地方独立行政法人が公告して申込みをさ  
せることによる競争の手続に従い、売買、貸  
借、請負その他の契約を締結するために必要  
な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にさ  
れ、又は公にすることが予定されている情報  
の提供を求める場合(一定の日以降に公にす  
ることが予定されている情報を同日前に開示  
するよう求める場合を除く。)



度との間に権衡を失しないよう適当な考慮が払わなければならない。

### 第三款 勤務条件に関する措置の要求

(勤務条件に関する措置の要求)  
第四十六条 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(審査及び審査の結果執るべき措置)  
第四十七条 前条に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について、口頭審理その他の方法による審査を行い、事案を判定し、その結果に基いて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない。

(要求及び審査、判定の手続等)

第四十八条 前二条の規定による要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

(不利益処分に関する審査請求)

第四十九条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、当該職員に対し、处分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、他の職への降任等に該当する降任をする場合は、この限りでない。

第二項の規定による請求を受けた任命権者は、その日から十五日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。  
第三項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。  
(審査請求)

第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対し、のみ審査請求をすることができる。  
第二項第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、審査請求をすること

ができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(審査請求期間)

第四十九条の三 前条第一項に規定する審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第五十条 第四十九条の二第一項に規定する審査請求を受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにその事案を審査しなければならない。この場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならぬ。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならぬ。

(人事委員会又は公平委員会は、必要があると認めるときは、当該審査請求に対する裁決を除き、審査に関する事務の一部を委員又は事務局長に委任することができる。

第三項人事委員会又は公平委員会は、第一項に規定する審査の結果に基いて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきあつた給与その他の給付を回復するため必要であり且つ適切な措置をさせる等その職員がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

(審査請求の手続等)

第五十一条 審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

(審査請求と訴訟との関係)

第五十二条 第四十九条第一項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対しても、審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会又は公平委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(職員団体)

第五十三条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

(職員団体の登録)

第五十四条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録)

第五十五条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請するところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

第五十六条 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めていた職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

(登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事實があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員団体は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行なう職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任命に関する直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任命、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定められたとおりである。

5 職員団体が登録を申請するところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事實があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準する重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれら的重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体については、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めあるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めていた職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事實があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員

会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならぬい。

第六項の規定による登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

登録を受けた職員団体は、解散したときは、第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録を受けた職員団体は、解散したときは、第一項で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

**第五十四条 削除**

(交渉)

**第五十五条** 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合にはおいては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他の必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならぬ。

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中ににおいても行なうことができる。

9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。

10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に閑し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されではない。

（職員団体のための職員の行為の制限）

**第五十五条の二** 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可是、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可是、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該

第

職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなりたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱の禁止)

**五十六条** 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

## 第四章 極則

(特例)

**五十七条** 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十一条第一項及び第一百二十条第一項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第二項に規定する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十一条第一項及び第一百二十条第一項並びに就学前の其他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについての第一條の精神に反するものであつてはならぬい。

(他の法律の適用除外等)

**五十八条** 労働組合法（昭和二十四年法律第百四十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年

規定は、職員に関して適用しない。  
2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二章の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二章及び第五章の規定並びに同章に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一（第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員以外の職員に関する適用しない。）  
3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三项、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六項から第八項まで、第四十一条の二、第七十五条から第九十三条まで並びに第百二条の規定、労働安全衛生法第六十六条の八の規定及び第九十二条の規定、船員法（昭和二十一年法律第二百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百条まで、第二百二条及び第八十条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定による部分、第三十三条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百条まで、第二百二条及び第八十条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第二百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第八十条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらに基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条までの規定及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に関しては適用する。  
4 職員に関しては、労働基準法第三十二条の二第一項中「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、又は」であるのは「使用者は、」と、同法第三十四条第二項ただし書中「当該事業場に、労働者の過









係る同項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十六年法律第九十二号附則第三条に規定する条例施行日」と、同条第二項(ただし書中)「その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十六年法律第九十二号附則第三条に規定する条例施行日」と読み替えるものとする。

五 一から四まで 略  
第六条から第二十一条まで、第二十五条  
び第三十四条並びに附則第八条から第十  
までの規定 公布の日から起算して一年、  
えない範囲内において政令で定める日  
附 則 (平成四年三月三一日法律第  
号) 抄

**第一條** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二百八十九条** 地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員は、施行日から七年間に限り、所轄庁の長の承認を受けて、地方公務員法第五十三条に規定する登録を受けた職員団体の役員として専ら從事することができるものとする。

前項の承認は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その承認の権限

**第一條** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成五年一月一日法律第八  
九号) 抄  
(施行期日)

（平成一〇年九月三〇日法律第  
二二号）  
抄  
附則

**第一百八十二条** 前条第一項の規定が適用される場合に於ては、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

**第一条** この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第百五条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定及び附則第十五条の規定（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の改正

合における国公私河川総合治水第九十九条の規定の適用については、同項中「第一百八十五条の規定の適用については、同項中「第一百八十二条の二」とあるのは、「第一百八十二条の二」若しくは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条」とする。

附 則（昭和五七年五月一日法律第四〇号）  
この者の者が第二十一条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替えるものとする。

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

二項の改正規定（「満十二才」を「満十三歳」に改める部分に限る。）、第六十条第三項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）及び第一百六条第一項の改正規定（第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議に係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定、附則第一条第一項の規定（第一項の規定は、同法第百五十二条の三第一項の規定によるものとする。）を除く。

新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六  
六号）  
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行  
する。

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関して必要な経過措  
置は、政令で定める。

に改める部分に限る。」は平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月二二日法律第一〇七号）  
（施行期日）

(施行期日) 号 附 則 抄  
(平成三年四月二日法律第二四)

**第一条** この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
**（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）**  
**第一百七十九条** 地方公務員法第五十三条第四項の

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 号抄  
法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二八日法律第八号）  
この法律は、平成九年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成九年六月四日法律第六七号）抄

規定の適用については、地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員は、施行日から七年間に限り、当該職員が勤務する場所が所在する区域に係る都道府県の同法第五十二条第五項に規定する職員以外の職員とみなす。

第三項に係る部分を除く。)に限る。)及び  
附則第三条第一項の規定 公布の日から起算  
して三月を超えない範囲内において政令で定  
める日



施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第一百三十条第二号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び同号に規定する人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるに当たつて必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十五条の二並びに第二十三条の二第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

（地方公務員法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 第一条の規定による改正前の地方公務員法（以下この条において「旧法」という。）第四十条第一項の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第三章第三節の規定にかかわらず、任命権者は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

任命権者が、職員をその職員が現に任命されている職の置かれる機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所、同法第一百五十六条第一項に規定する行政機関、同法第二百二十二条の四第三項に規定する総合区の事務所、同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所及びその出張所並びに同法第二百五十二条の二十の二第一項に規定する総合区の事務所及びその出張所をいう。以下の項において同じ。）と規模の異なる他の機関であつて所管区域の単位及び種類を同じくするものに置かれる職であつて当該任命されている職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属するものに任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該しないときは、当分の間、新法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。



び第六百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

て、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす  
る。

附則  
（令和元年二月一日法律第七

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。次に、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）

第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第

二項を同様第三項の改正規定、第四項第一項の  
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規  
定、第四十一条の二の二の改正規定の一部と文三一、

法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中朱式会社海外通言・放送・郵便事業支援機

構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及

ひ特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項

の改正規定並ては第百一十四条及び第一百一十五条の規定  
条の規定 公布の日

第一條 中外國法人の登記及び夫婦財産契約の

「第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びて「第一百三十九条」に改める部分

に限る)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十二条の二、第

十五条 第十七条规定及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同

第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改  
多から同法第五十一条並ては同法第八十二条

に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並

の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百十

一条、第一百八十八条及び第一百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律

第一百五十九条第二項第一号の改正規定 同法第百五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第百五十九条の次

に一条を加える改正規定、同法第二百五十九条第三項第一号の項の次に二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「第二百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百二十二条第三百四十四条）」を「削除」に改める改正規定、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百三十条の改正規定（「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百三十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第百三十二条规定、第百三十七号まで及び第百三十九条に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条规定、第百三十七号中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」、「十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで」、「第二十一条から」を加え、「第十五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中商業登記法（これある時は「金融商品取引法

百二条の十一の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第一百四十六条の中「商業登記法」（とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百一条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百四十五条」と読む替える」に改める部分を除く。）並びに同法正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改定、第二十七条规定の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）第二十二条からに、「第十五号及び第六号」を「第十四条号」に改める部分を除く。）、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十条第一項の改正規定（第三百五条第一項本文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（、「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と）を削り、「第百七十五条」との下に「、同法第一百四十六条の中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）同法第四十六条第一項の百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（、「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」と）を加える部分を除く。）及び同法第二百七十七条において準用する商業登記法（、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「、同法第八十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第二十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の

改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第十一條第一項第十二号の次に「一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三十九条第一項第十二号及び第二项第一項第一号及び第三号を除く。）第三百二十二条第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十五条第一項第五号を除く。）中」に規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と「株主」との下に「これららの規定中」を加え、「これららの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百三十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中」に規定、「株主」とあるのは「総代」と、「各号を除く。」及び第四項中「第三号を除く。」を「第三号及び第四号を除く。」に、「前条第四項」とあるのは「第三百三十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百三十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百三十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十二条第一項中「議決権行使書面」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」に、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「支店所在地における登記」を削り、「登

法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第六十条第二項の改正規定並びに同法第一百五十六条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第六十条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第十二条第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定(「第四十八条」を「第五十二条」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分及び「第二節第一款各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定(前号に掲げる部分に限る。)並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。)、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。)、第一百条の規定(同条中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三条第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定(「第四十八条」を「第五十二条」に、「並びに第一百三十二条」を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改め、「第四十八条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、」を削る部分に限る。)、第一百七条の規定

総務大臣は、新地方公務員法の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

任命権者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に条例で定める年齢に達する職員（当該職員が占める職に係るこの法律による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員に限る。）に対し、新地方公務員法附則第二十三項の規定の例により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他

しての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4 次条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第二項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新地方公務員法第二十九条第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧地方公務員法第二十八条の第三第

一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧地方公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長

9 員務に關し必要な経過措置は、令和三年國家公務員法等改正法附則第三条第九項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

第五項から前項までに定めるものほか、第五項又は第六項の規定による勤務に關し必要な事項は、条例で定める。

(定期退職者等の再任用に關する経過措置)

**第四条** 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」という。)に達する日以後における最初の三月三十日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を探用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員

一 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の  
六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の  
七第一項又は第二項の規定により勤務した後  
退職した者

三 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の  
四第一項の規定により採用された者のうち、  
同条第三項に規定する任期が満了したこと  
より退職した者

四 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の  
五第一項又は第二項の規定により採用された  
者のうち、同条第三項において準用する新地  
方公務員法第二十二条の四第三項に規定する  
任期が満了したことにより退職した者

五 施行日以後に退職した者（前各号に掲げる  
者を除く。）のうち、勘定期間その他の事情  
に基づく選考により、一年を超えない範囲内で  
任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す  
ることができる。

**第二条** この法律による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）の規定による職員（地方公務員法第三条に規定する一般職員に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この項及び第三項並びに次条から附則第八条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関する連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

3 2  
前項に定めるものほか、施行日から令和十四年三月三十日までの間ににおける新地方公務員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定の適用に關し必要な経過措置は、令和三年國家公務員法等改正法附則第三条第二項の規定を基準として、条例で定めるものとする。

平成十一年一月十日前に新地方公務員法第十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）について、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き壳く職員とする

8 7  
長が起算して三年を超えることができる。ただし、当該期限は、該旧地方公務員法勤務延長職員に係る旧地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定期退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。  
新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。  
前二項に定めるものほか、施行日から令和十四年三月三十一日までの間における新地方公務員法第二十八条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定による勤

三 施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として条例で定める者  
令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年（新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** **（令和三年六月一一日法律第六三号抄）**

則第四条第四項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。)附則第一条第二項に規定する年齢を基準として定めるものとする。(定年前再任用短時間勤務職員等に関する経過措置)

6 ノ条の七の規定にかかるればすなお前例による。任命権者は、旧地方公務員法勤務延長職員について、旧地方公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新地方公務員法第二十八条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日

第一項の規定により退職した者  
二 旧地方公務員法第二十八条の三第一項若し  
くは第二項又は前条第五項若しくは第六項の  
一 行政日前に旧地方公務員法第二十八条の二  
範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職  
に採用することができる。

（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

4 の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）。次条及び附

された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。」が施行日以後に到来する職員（次項において「旧地方公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧地方公務員法勤務延长期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新地方公務員法第二十

会規則（地方公務員法第九条第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会（以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。）を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体にお



4 附則第四条から前条までの規定が適用される場合における新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十号)。以下この項において「令和三年地方公務員法改正法」という。」)附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和三年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく法定年(令和三年地方公務員法改正法の施行の日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)をいう。)に達している職員及び令和三年地方公務員法改正法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新地方公務員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく法定年をいう。)に達している職員」とする。

任命権者は、基準日(附則第四条から前条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新地方公務員法定年(新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年(短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項及び第三項の規定に基づく定年)をいう。以下の項において同じ。)が基準日の前日における新地方公務員法定年を超えない。

れる職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の条例で定める職（以下この項において「新地方公務員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している者（当該条例で定める職にあっては、条例で定める者）を、同項、附則第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新地方公務員法定年引上げ職に、附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第一項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達している職員（当該条例で定める職にあっては、条例で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、第三項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定を適用する。

規定期によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年地方公務員法改正法附則第十四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用された職員として在職していた期間若しくは」とする。

平成十一年十月一日前に新地方公務員法第二十九条第一項に規定する退職又は先の退職がある附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職前の職員としての在職期間を含まないものとする。

**第九条 大学（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する公立学校であるものの限る。）の同条第二項に規定する教員への採用についての附則第四条から第七条までの規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同条第三項（附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」と、附則第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」とする。**

